○農林水産省令第八十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令

（目的）

第一条　この省令は、ミカンコミバエ種群の緊急防除を行うため必要な措置につき定めるものとする。

（防除区域）

第二条　ミカンコミバエ種群の緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）は、鹿児島県奄美市並びに大島郡宇検村、瀬戸内町、龍郷町及び大和村の区域とする。

（移動の制限）

第三条　防除区域内に存在するかんきつ類、アセロラ、アボカド、あんず、いちじく、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリーブ、カシューナッツ、がじゅまる、グリコスミス・ペンタフィラ、くろつぐ、ごれんし、ざくろ、サントール、すもも、たいへいようぐるみ、テトラクトミア・マジュス、てりはぼく、トマト、トリファシア・トリフォリア、なし、なつめやし、パパイヤ、パラミグニア・アンダマニカ、びわ、びんろうじゅ、ぶどう、もも、ももたまな、やまもも、ランブータン、りゅうがん、りんご、れいし、わんぴ、あかたねのき属植物、かき属植物、コーヒーノキ属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ぱんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物、ふくぎ属植物、ふとも属植物、マンゴウ属植物、ランサ属植物、ロリニア属植物若しくはあかてつ科植物の生果実又は成熟したバナナの生果実（以下「かんきつ類等の生果実」と総称する。）及びその容器包装は、植物防疫官がその行う検査の結果ミカンコミバエ種群が付着していないと認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域へ移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が鹿児島県知事に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は鹿児島県知事の指定する職員）がかんきつ類等の生果実又はその容器包装を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

2　前項の検査を受けようとする者は、当該検査を受けようとする日の五日前までに植物防疫官に別記様式第一号による検査申請書を提出しなければならない。

3　植物防疫官は、前項の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

4　第一項の検査の結果、当該生果実及びその容器包装にミカンコミバエ種群が付着していないと認めたときは、植物防疫官は、当該申請者に対し、別記様式第二号による検査合格証明書を交付するものとする。

（移動の許可）

第四条　前条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第三号による申請書を提出しなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、ミカンコミバエ種群の緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該生果実及びその容器包装の移動の方法、移動後の管理方法その他の事項につき必要な条件を付して移動を許可し、当該申請者に対し、別記様式第四号による許可証明書を交付するものとする。

3　前項の許可証明書の交付を受けた者は、これを当該許可に係る生果実又は容器包装に添付して移動させなければならない。

（廃棄の措置）

第五条　防除区域内に存在するかんきつ類等の生果実又はその容器包装のうちミカンコミバエ種群が付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ミカンコミバエ種群のまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であって、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、当該植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が鹿児島県知事に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は鹿児島県知事の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十二月十三日から施行する。

（この省令の失効）

第二条　この省令は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

別記様式第一号（第3条第2項関係）

移動制限植物移動検査申請書

下記のとおり移動したいので検査を申請します。

住　所

氏　名　㊞

年　月　日

・・・・植物防疫所（・・・・・・・・支所又は出張所）植物防疫官　殿

移動予定年月日	
移動前の管理場所	
移動後の利用場所	
荷送人の住所及び氏名	
荷受人の住所及び氏名	
容器包装の種類	

植物の種類	梱数	数量	産地	備考
		kg		

備考　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第二号（第3条第4項関係）

第　　号

移動制限植物検査合格証明書

年　月　日

・・・・植物防疫所（・・・・・・・・支所又は出張所）

植物防疫官　氏　名　㊞